

政策 2 産業振興(2)

自然が育む資源を活かした産業の振興

目 的

高品質で付加価値が高い売れる農林水産品・加工品づくりや、県産品の販路拡大を戦略的に展開するとともに、意欲のある担い手を確保・育成し、地域産業を振興します。

現 状 と 課 題

農林水産業は、島根の基幹産業として地域に密着した重要な産業であり、食料や木材の供給などを通して国民生活を支えています。
県内の大半を占める農山漁村地域では、農林水産業の従事者の減少や高齢化、国際競争や産地間競争の激化などにより、産業活動の停滞や活力の低下が続いています。

取 組 み の 方 向

島根の自然が育む製品の生産から加工・販売に至る一貫した取組みを、農林水産業と商工業の連携を強化し戦略的に推進します。
消費者や市場のニーズを的確に捉え、地域の特色を活かすことにより、品質と付加価値の向上を目指します。
安定供給に向けた生産・流通の仕組みづくりと、必要な基盤整備を推進します。
農林水産品・加工品をはじめとする県産品の県内外における販路拡大に取り組むとともに、輸出を促進します。
意欲のある安定的な担い手の確保・育成に向けて、地域の実情に即した取組みを進めます。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
農林水産業の産出額	931 億円		950 億円
農林水産業の年間新規就業者数	144 人		155 人

農業産出額、林業産出額、漁業生産額の合計です。高品質で付加価値が高い農林水産品づくりや販路拡大により、農林水産業産出額の増加を目指します。

農業、林業、漁業の新規就業者の合計です。毎年 155 人の新たな担い手の確保を目指します。

県が実施する施策

売れる農林水産品・加工品づくり	・・・	P-116-
県産品の販路開拓・拡大の支援	・・・	P-120-
農林水産業の担い手の確保・育成	・・・	P-122-

県民の皆さまへ

島根の自然が育む農林水産資源などにより、地域を活性化し、豊かにするためには、どのような取組みが必要か、地域の皆さんが一体となって考え、実践する取組みを広げましょう。

〔取組み事例〕

【集落営農組織による経営の安定的・多角的展開】

津和野町の農事組合法人「おくがの村」は、全国に先駆けて設立された集落営農型の法人で、農作業の受委託により、高齢者も生涯現役で農業に携わっています。

斐川町の農事組合法人「あかつきファーム今在家」では、米、麦、大豆のほか特産のタマネギ、キャベツや、チューリップの球根など、大規模農場を生かした安定的で効率的な生産が行われており、いちご、ぶどうの観光農園など、経営の多角化も進められています。

【隠岐の産品のブランド化】

海士町では、企業からの農業参入により、全国に類を見ない放牧スタイルなど、地域の特色を活かした肉用牛産地づくりが進められています。また、西ノ島町では、生きたまま直送する「活イカ」の取組みが進められているほか、隠岐地域全体で、ズワイガニ、イワガキ、白バイなどを「隠岐ブランド」として高付加価値化する取組みが進められています。

【女性や高齢者が中心となった新たな産直システムづくり】

雲南地域では、産地直売を行う広域的な組織として、「奥出雲産直振興推進協議会」が農家や生産グループにより設立され、2千人を超える会員がつくった農産物や加工品を圏域内の14箇所の直売所で販売しています。

また、松江市内の大型量販店内に「モリモリ奥出雲」を開設するとともに、京阪神の大型量販店で産直市に取り組みむなど、意欲的に販路を拡大しています。

政策 6 産業基盤の維持・整備

目 的

産業活動や地域間交流を支える高速道路の整備を推進するとともに、航空路線の維持・充実を図ることにより、県外や県内各地との時間距離の短縮など、利便性の向上を図り、人や物の交流拡大を目指します。

県内全域において、超高速情報通信が利用できる環境の実現を目指します。

現 状 と 課 題

大都市圏から離れている島根にとって、高速交通及び情報通信ネットワークは、産業の振興を図る上で極めて重要です。

県内の高速道路の整備率は50%です。全国（70%）と比べて大きく遅れており、早期の整備が求められています。

大都市圏や国外と短時間で結ぶ航空路線の維持・充実を図っていく必要があります。情報通信の主流といえる光ファイバーなどによる超高速インターネットは、産業活動に欠かせない基盤となっています。

取 組 み の 方 向

山陰道及び中国横断道尾道松江線の早期整備を図るとともに、航空路線や港湾の維持・充実に努めます。

市町村・民間通信事業者と連携して、光ファイバーなどによる超高速インターネットサービスの普及など地域の実情に応じた整備を推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
高速道路供用率	50%	➡	55%
光ファイバーによる超高速インターネットサービス利用可能世帯率	57.0%		62%

高速道路供用率は、計画延長に対する通行可能となった延長の割合です。

光ファイバーによる超高速インターネットサービスの利用可能な基盤が整備され、接続が可能な状態となっている世帯の割合です。

県が実施する施策

情報通信基盤の整備促進	・・・	P-142-
高速道路網の整備	・・・	P-144-
航空路線の維持・充実	・・・	P-146-
空港・港湾の維持・整備	・・・	P-148-

県民の皆さまへ

高速道路は、災害や事故発生時の代替路線や、高度医療施設への搬送時間短縮のためにも必要です。暮らしの安全・安心を願う立場から、多くの方々に高速道路が早くつながるよう、応援していただいています。

島根県では、沿線自治体や関係団体などと協力して、高速道路の利用促進に取り組んでいます。自動料金收受システム（ETC）を利用していただくと、料金所をスムーズに通過できるとともに、通勤割引などいろいろな割引制度が適用となります。県民の皆様が利用しやすいよう、今後も ETC 割引制度の充実に取り組んでいきますので、ご利用いただきますようお願いいたします。

〔取組み事例〕

【高速道路の早期整備に向けた取組み】

「ゆうひライン女性の会」は、浜田益田間の山陰自動車道早期整備を願い、また、生活者の視点から、これからの高速道路づくりや、高速道路を活用した地域づくりについて考えるため、益田市・浜田市在住の女性で結成された団体です。勉強会の開催や、高速道路工事現場の視察などを行い、早期整備を願う声などを県内外に発信しています。

【空港の利用促進に向けた取組み】

「益田商工会議所青年部」は、萩・石見空港の利用促進に向けて、首都圏や関西圏での街頭キャンペーン、マスコミに対する PR 活動、さらには地元での意見交換会の実施、空港でのイベント開催、住民に対する空港利用の呼びかけなど、他の団体と一体となつての積極的な活動を展開しています。

政策 1 安全対策の推進

目 的

- 様々な災害や事件・事故等に即座に対応できるよう危機管理体制の強化を図るとともに、防災・防犯等に関する意識の啓発、地域を守る自主的な取り組みや交通安全対策等の推進、安全な県土づくりを進めます。

現 状 と 課 題

多様化・大規模化する災害・事故、予測できない突発的な重大事案に対応するため、危機管理の充実等、的確に対処できる体制を強化する必要があります。

県内の犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、犯罪の内容は悪質・巧妙化しています。

交通事故件数は減少傾向にありますが、依然として交通事故で尊い生命が失われており、また死者数に占める高齢者の割合も高いものとなっています。

消費者トラブルは複雑、多様化し、消費者被害は依然として後を絶ちません。まだ整備されていない災害危険箇所が多く残っています。

BSE 問題、食品の産地や品質、賞味期限などの偽装表示及び残留農薬等の基準値超過案件の発生など、食の安全・安心を脅かす問題が生じています。

取 組 み の 方 向

風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実します。

県民との協働による地域防犯活動や交通安全対策などに取り組むとともに、不測の緊急事態に対応できる危機管理体制を強化します。

トラブルや被害に遭わないよう適切な判断ができる自立した消費者の育成と消費者被害の防止に努めます。

生産から消費に至る一貫した食の安全の確保を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
犯罪率	8.2 件 / 千人	➡	7.2 件 / 千人
交通事故年間死者数	42 人		40 人以下
日頃から地震など災害への備えに取り組んでいる人の割合	19.7%		35%
自主防災組織率	37.5%		50%

人口千人当たりの刑法犯認知件数です。

交通事故発生から 24 時間以内に死亡した年間の死者数です。

「県政世論調査」で「日頃から地震などの災害への備えに取り組んでいる」と答えた人の割合です。

自主防災組織が組織されている地域の世帯数の総世帯数に占める割合です。

県が実施する施策

危機管理体制の充実・強化	・・・	P-152-
消防防災対策の推進	・・・	P-154-
原子力安全・防災対策の充実	・・・	P-156-
治安対策の推進	・・・	P-158-
交通安全対策の推進	・・・	P-160-
消費者対策の推進	・・・	P-162-
災害に強い県土づくり	・・・	P-164-
食の安全の確保	・・・	P-166-

県民の皆さまへ

普段から、災害が起きた場合の避難場所や行動の仕方などについて家族や自治会で話し合っておきましょう。

一人ひとりが交通ルール・マナーを遵守し、地域ぐるみで交通弱者である子どもや高齢者等を交通事故から守りましょう。

犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、一人ひとりが「自分たちの地域は自分で守る」という意識を持ち、地域ぐるみで防犯活動に取り組みましょう。

消費者被害に巻き込まれないよう、お互いに声を掛け合いましょう。

〔取組み事例〕

【地域におけるボランティア団体の活動】

島根県内では、300を超える防犯ボランティア団体が結成され、安全で安心なまちづくりに向けた取組みが進められています。特に、出雲市においては、40の団体により「出雲地区防犯ボランティア連合会」が設立され、青パト（青色回転灯を装着した車両）による登下校時のパトロール、沿岸地区での週末深夜パトロール、青パトの導入研修会や青色防犯灯普及に向けた活動などを行っています。

また、「出雲市総合ボランティアセンター運営委員会」では、災害時におけるボランティアマニュアルを出雲市社会福祉協議会などとともに作成し、被災者支援活動の普及に向けた活動を行っています。

【食の安全を確保する取組み】

島根県養鶏協会は、鶏卵の生産・流通過程をインターネットでチェックできる鶏卵トレーサビリティを導入しています。店頭表示している二次元バーコードを使い、携帯電話では生産者の名前や住所などを調べることができ、また、インターネット上では鶏種や鶏舎構造、飼料、衛生管理などの詳しい生産者情報を確認することができます。

政策 5 生活基盤の維持・確保

目的

医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能が、地域の実情に即した様々な仕組みやサービス提供形態によって維持・確保できる社会を目指します。
道路網や下水道等が整備され、子育て家族や高齢者にも住みやすい生活環境の確保を図ります。

現状と課題

中山間地域においては、人口減少と高齢化により地域の担い手が不足するなど、地域社会の機能が低下し、維持が困難となっている集落や消滅のおそれがある集落も出現しています。
中心市街地の空洞化等により自家用車を利用できない高齢者の生活に支障が生じるなど、都市部においても問題が生じています。
通学、通院、買い物等を支える地域生活交通を確保する必要があります。
快適な居住環境に不可欠な污水处理施設の整備は、全国に比べ大きく遅れています。

取組みの方向


中山間地域を中心として、地域社会の機能の維持・回復を図るために、多様な主体による地域コミュニティの維持・再生に向けた取組みを進めます。

都市構造の集約化や安全で円滑な交通の確保を図り、多くの人々が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを目指します。

公共交通機関の運行維持を図るとともに、地域が担う多様な輸送サービスにより、通学、通院、買い物等の日常生活を支える地域生活交通を確保します。

日常生活を支える道路や、污水处理施設、良質な居住環境などの整備を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
生活圏中心都市への 1 時間アクセス圏域	71.5%		72.4%
污水处理人口普及率	63.9%		72%

生活中心都市へ 1 時間以内に行ける地域の面積の割合です。

污水处理施設による処理区域内人口の合計値が総人口に占める割合です。

県が実施する施策

道路網の整備と維持管理	・・・	P-192-
地域生活交通の確保	・・・	P-194-
IT活用の推進	・・・	P-196-
都市・農山漁村空間の保全・整備	・・・	P-198-
居住環境づくり	・・・	P-200-
地域コミュニティの維持・再生	・・・	P-202-

県民の皆さまへ

地域社会の機能を維持・確保するため、農林地の保全や独居高齢者の安否確認等の地域が抱える課題の解決や地域活性化に向けた都市住民との交流事業や特産品の開発などの取組みに参加してください。

バスや鉄道など公共交通機関の維持のためには、住民が自ら利用することが何より大切です。みんなで利用しましょう。

〔取組み事例〕

【一畑電車と沿線の活性化運動】

NPO法人「菜の花鉄道をつくる会」では、一畑電車沿線を菜の花で彩り、電車利用客の増加と地域の活性化につなげようと、沿線住民や一畑電鉄職員とともに休耕田に種をまき、毎年春には「菜の花鉄道まつり」を開催しています。

【移動が困難な方への輸送サービスの提供】

雲南市大東町には、福祉車両を所有するタクシー会社がないため、身体障害者や要介護者等が、病院等へ通う際の移動が困難でした。NPO法人「ほっと大東」は、車いす対応車両等を用いて、これらの人々に対して有償で病院の送り迎えなどを行っています。

このほか、松江市、浜田市、安来市においても、NPO法人が同様の輸送サービスを行っています。

【ボランティアによる道路の清掃・美化活動】

県内各地において300を超える団体が、「ハートフルロードしまね(島根県道路愛護ボランティア制度)」を利用して、県が管理する道路の清掃や緑化、草刈りなどのボランティア活動に取り組んでいます。邑南町の道路愛護団体「馬野原夢街道」は、道路沿いにサルビアやマリーゴールドなど四季折々の花を植え、道行く人たちの目を楽しませています。

政策 4 自然環境、文化・歴史の保全と活用

目 的

豊かな自然や文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに、魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。
先人が築き上げた豊かな景観を保全するとともに、地域の特性に調和した新しい景観を創造します。
県民誰もが、地球市民としての認識をもち、環境の保全に努め、環境への影響が少ない社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

平成 17 年に宍道湖・中海がラムサール条約湿地に登録されたことを契機に、自然から恩恵を受けつつ、自然環境を保全していく意識が高まっています。
平成 19 年の「古代出雲歴史博物館」開館や石見銀山の世界遺産登録により、島根の歴史と文化に対する関心が高まっています。
美しい景観は、潤いや心の豊かさをもたらします。地域の発展と調和を図りながら保全し、創造していくことが必要です。
豊かな自然環境を守り、将来へ引き継いでいくため、環境への負荷の少ない循環型社会に向けての県民一人ひとりの取組みが必要です。

取 組 み の 方 向

県民参加による森づくりなど自然環境保全の取組みを推進します。
自然公園や自然学習施設を活用した自然とのふれあいを推進します。
自然と文化・歴史が県民共有の財産であるという意識を高め、地域資源として活用を図りながら良好に保存します。
地域の優れた景観を守り、魅力ある景観づくりを推進します。
県民、事業者、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策、廃棄物の抑制などの取組みを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
自然公園等の年間利用者数	865 万人	➡	865 万人
景観づくりに関する住民協定数	212 件		220 件
島根県において、文化財の保存・継承と活用がなされ、地域の歴史・文化が豊かと思う人の割合	57.2%		60%
地球温暖化対策協議会の会員数	5,642 人		11,100 人

～ 自然環境、文化・歴史の保全と活用に取り組んでいる状況をみる指標です。(施策参照)

県が実施する施策

多様な自然の保全	・・・	P-228-
自然とのふれあいの推進	・・・	P-230-
景観の保全と創造	・・・	P-232-
文化財の保存・継承と活用	・・・	P-234-
環境保全の推進	・・・	P-236-

県民の皆さまへ

自然学習施設や自然公園などを利用したり、身近な自然とふれあうことで、潤いややすらぎを感じる生活を楽しみましょう。

花と緑にあふれるまち並みを増やし、美しい景観づくりに努めましょう。郷土の歴史・文化遺産への関心を深め、貴重な地域資源として保存・継承する活動に積極的に関わっていきましょう。

冷暖房の適切な温度管理やエコドライブに心がけ、エネルギーの節約に取り組みましょう。ごみを出さない、使えるものは繰り返し使う、出ってしまったごみはリサイクルしましょう。

〔取組み事例〕

【森づくりと環境負荷の軽減に向けた実践活動】

県内各地で森づくりに向けた取組みが展開されています。NPO 法人「もりふれ倶楽部」は、森林ボランティアを養成し、間伐等の作業や里山自然塾などの啓発活動を精力的に実践しています。また、「しまね企業参加の森づくり制度」による県内企業の森林保全活動も進められています。

女性を中心に結成された「環境とエネルギーを考える消費者の会」では、消費者の立場で無理なく実践できる省エネの実践方法を広めるなど、環境保全意識の啓発活動を展開しています。

【蓮華会舞の保存活動】

隠岐の島町の隠岐国分寺に伝わる蓮華会舞は、舞楽の流れをくむ芸能で、国の重要無形民俗文化財に指定されています。奈良・平安時代に日本に伝えられた舞楽の多くは既に廃れていますが、この蓮華会舞は、いにしへの姿を今に伝える貴重な古典芸能です。平成 19 年の本堂焼失の際には面・衣装・楽器などすべての用具を失いましたが、「隠岐国分寺蓮華会舞保存会」を中心とした地元の熱意と努力により、わずか半年あまりですべての用具を復元し、保存・伝承活動を続けています。

【景観の保全創造活動】

「築地松景観保全対策推進協議会」では、出雲市、斐川町の 151 地区で住民協定を締結し、行政ともタイアップして築地松の剪定などの維持管理や町並み保全に取り組みむとともに、職人の後継者育成、子供ついじまつ教室や観光客への PR など、幅広い景観活動を行っています。

また、益田市の「鎌手ふるさとおこし推進協議会」は、美しい海岸沿いに水仙を植える「水仙の花咲く里づくり」活動を平成元年から続けています。100 万本もの花が咲く全国有数の水仙園は、地域の高齢者や小・中学生など多くの人によって広がっており、訪れる人々の心を惹きつけています。

施策 I-1-1	県内企業の経営・技術革新の支援
-------------	-----------------

目 的

経営力・技術力・販売力の強化や、独自の商品開発等による起業や新規事業への進出を促すことにより、県内企業の競争力を高め、収益力の向上を目指します。

現 状 と 課 題

県内製造業は、事業所数・従業者数ともに減少傾向が見受けられるものの、出荷額・付加価値額については、平成16年に増加に転じ、近年は、誘致企業の工場増設が相次ぐなど景気回復の兆しが見られ、地域経済の牽引役として期待されるところであります。

地域間競争が激化する中、県内製造業には、経営規模が小さい、生産性が低い、営業力が弱い、二次・三次下請けの割合が多い、自社の固有技術を有していないなどの課題があります。

県内製造業が、このような課題を克服し、競争力を高めるためには、経営の革新や技術力の強化による生産の革新、更には販路の拡大が必要です。

公共事業削減の影響から非常に厳しい経営環境にある建設産業においては、経営の合理化や多角化、新分野への進出などによる経営の革新が求められます。

規制緩和やニーズの多様化など需要動向の大きな変化により、ビジネスチャンスが増えてきていることから、起業や新規事業への進出を促進していく必要があります。企業活動は国境を越えて展開されており、県内企業においても国際化の対応が必要となっています。

取 組 み の 方 向

県内企業の収益力の向上を図るためには、広く市場の状況を踏まえた上で、経営力の強化、技術力の向上、販路の拡大を行う必要があります。良質な情報や助言の提供、生産管理等の専門家の派遣、新たな取引先の確保などの支援を行います。

建設産業が行う新分野に進出するための調査研究・初期投資・事業拡張や地域課題に対応した新たな事業化の取組みを支援します。

起業意欲を喚起するとともに、事業を立ち上げた後のフォローアップ体制を充実します。

海外取引に関する知識の習得、自立化を図るための支援や海外取引の創出への支援を行うとともに、県内唯一の国際貿易港の浜田港を活用した県内企業の海外展開を支援します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	→	平成23年度
製造業の従業員1人当たり付加価値額	852万円	→	915万円

「製造業の従業員1人当たり付加価値額」は、県内製造業の生産活動の生産性を表す指標です。年間1.4%程度の増加を目指します。

付加価値額：生産活動において新たに付け加えられた価値のことであり、生産額から原材料費等を差し引いた額で、営業利益や人件費等の総額。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
しまねのものづくり高度化支援事業 〔担当課〕産業振興課	県内製造業の競争力強化に向けて、技術力と経営管理面の向上を図るため、アドバイザー派遣やセミナーの開催等を行います。
戦略的取引先確保推進事業 〔担当課〕産業振興課	都内にコーディネーターやアドバイザーを配置するとともに、東京等で開催される各種展示会への出展助成を行うなど、県内製造業の首都圏等におけるマーケティングや市場開拓支援を行います。
建設産業経営革新促進事業 〔担当課〕土木総務課	公共工事の縮減が大きな影響を及ぼす建設産業の雇用・就業を維持するとともに、地域経済の活性化と地域の安全・安心を確保するため、建設産業の経営合理化や過疎・高齢化による耕作放棄地及び福祉などの地域の課題に対応するための取組みを支援します。
起業家育成事業 〔担当課〕産業振興課	ビジネスプランの策定や起業のための知識の習得に向けて、主に若者を対象とした起業家スクールや小・中学生を対象としたベンチャーキッズスクールを開催します。
国際経済交流促進事業 〔担当課〕しまねブランド推進課	グローバル化が著しく進展する経済に対応するため、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ松江）などの関係機関と連携して、販路拡大など県内企業の海外展開を支援します。

施策 I-2-1	売れる農林水産品・加工品づくり
-------------	-----------------

目 的

農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うことで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。

現 状 と 課 題

島根の農林水産業は、国内外の産地間競争の激化や価格の低迷、生産者の減少や高齢化による担い手不足など様々な課題を抱えており、地域の特色を活かした付加価値の高い農林水産品・加工品づくりを進めていく必要があります。

農業においては、多様な消費者ニーズに応えるため、農薬や化学肥料を5割以上削減したエコロジー農産物、乳質の優れた生乳などの生産拡大や、市場評価の高いしまね和牛の安定生産が求められます。

林業では、利用可能な人工林資源が伐採期を迎えつつあることから、県産材の需要を拡大するとともに、生産・流通体制の合理化により、安定的な供給を行っていく必要があります。

水産業では、水産資源の減少や漁獲コストの増大に加え、魚価の低迷が続くなど、厳しい経営を強いられており、漁業生産の安定と魚価の改善が求められます。

取 組 み の 方 向

農業については、地域の特色を活かしつつ、多様な消費者ニーズに対応した農畜産物、加工品の生産を推進するとともに、必要な基盤の整備を進め、競争力のある産地の育成を目指します。また環境に配慮した生産を促進します。

林業では、県産材の需要拡大を図りつつ、森林の施業や経営の集約化、加工施設の協業化など木材を安定供給できる森づくりと流通の仕組みを構築するとともに、確かな品揃えができる製品づくりなどを進めます。

水産業では、消費者ニーズを反映した高鮮度、高品質な水産物の生産を推進し、付加価値の向上を目指すとともに、重点的な水産物にかかる資源管理や栽培漁業の取組みを推進し、魚価の改善と生産の安定化を目指します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	平成23年度
地域の特色ある米の販売額	25億円	60億円
乾燥木材の年間生産量	18.4千m ³	26千m ³
漁業生産額	260億円	280億円

減農薬・減化学肥料等の栽培方法やハーブなど地域の特色を活かした付加価値の高い米の販売額です。各産地の取組み目標を踏まえ、年間販売額60億円を目指します。

乾燥施設によって人工的に乾燥処理された品質・性能の良好な製材品の生産量です。乾燥材の全

国平均の供給率に見合う生産量を目指します。

水産品の高付加価値化による魚価のアップなど、生産額の8%程度の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>農林水産振興がんばる地域応援総合事業 〔担当課〕農畜産振興課 林業課 森林整備課 水産課</p>	<p>「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」の戦略プランに位置付ける「地域プロジェクト」の地域主体の取組みに対して助成します。</p> <p>また、「県プロジェクト推進」のため、農業においては、環境負荷に配慮した米づくりや園芸の取組みを支援します。林業においては、高性能林業機械等を活用した効率的な木材生産や乾燥木材等の高品質な木材加工体制の整備などの取組みを支援します。</p>
<p>売れる米づくり推進事業 〔担当課〕農畜産振興課</p>	<p>減農薬・減化学肥料栽培や地域資源を活用した米づくり、新品種「きぬむすめ」による新たなブランド米づくりなどによる地域の特色ある米づくりを支援します。</p>
<p>キラリと光る環境を守る米づくり推進事業 〔担当課〕農畜産振興課</p>	<p>除草剤を使わない米づくりの推進を通じて消費者から支持される米づくりを実現し、環境保全と農業を両立させる「環境農業」の実現を図ります。</p>
<p>園芸振興県推進事業 〔担当課〕農畜産振興課</p>	<p>園芸産地の安定した収益構造を構築するため、商品価値の高い農産物を計画的かつ安定的に生産・販売する仕組みづくりを行います。</p>
<p>キラリと光る環境農業を支援する流通販売対策事業 〔担当課〕農畜産振興課</p>	<p>環境農業の趣旨が的確に消費者に伝わり、それらの農産物購入につながる流通販売対策を検討・推進します。</p>
<p>種雄牛選抜事業 〔担当課〕農畜産振興課</p>	<p>能力の高い種雄牛の造成に取り組み、市場評価の高いしまね和牛を生産します。</p>

事業名	概要
繁殖雌牛群整備事業 〔担当課〕農畜産振興課	市場評価の高いしまね和牛を生産するため、繁殖雌牛の能力評価や受精卵移植技術を活用し、繁殖雌牛群の能力向上（改良）を図る取組み等を支援します。
用排水施設等の保全・整備 〔担当課〕農地整備課	農業用排水施設の保全・整備を推進することで、農業用水の安定的確保と排水不良の解消を図り、収益性の高い売れる農作物の栽培が可能となる農業基盤を確保します。
林業公社支援事業 〔担当課〕林業課	良質な木材が安定的に生産できる森林を育成するため、林業公社の分収造林事業を支援します。
森林計画制度 〔担当課〕森林整備課	木材の生産団地化を進めるため、森林情報の収集・管理等を通じて、長期的視点に立った計画的かつ適切な森林利用を推進します。
森林整備地域活動支援交付金 〔担当課〕林業課	市町村長と締結した協定に基づいて行われる森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業、歩道の整備など、施業の実施に不可欠な活動を支援します。
造林事業 〔担当課〕森林整備課	植林、間伐など適切な森林整備を推進し、経済的価値及び公益的機能が高い資源の造成を支援します。
林道事業 〔担当課〕森林整備課	林産物の輸送の効率化を図るとともに、良質な木材を生産し、地球温暖化防止の効果も発揮する森林整備及び森林管理のための林道網整備を行います。
栽培漁業種苗生産事業 〔担当課〕水産課	有用水産資源の種苗放流や養殖に必要な優良種苗の大量かつ安定的な生産・供給を図り、つくり育てる漁業を効率的に推進します。

事業名	概要
高付加価値技術開発事業 〔担当課〕水産課	新技術の導入等による品質の数値化技術を開発し、水産物の高品質化、ブランド化を図り、県産水産物の消費拡大を推進します。
宍道湖・中海水産資源維持再生事業 〔担当課〕水産課	宍道湖・中海水産資源維持構想（平成 18 年度策定）に基づき、必要な調査を実施するとともに、シジミ資源の維持や中海の貝類の資源増大の取組みなどを推進します。
漁場整備事業 〔担当課〕漁港漁場整備課	「水の中の力持ちプラン」（島根県水産基盤整備計画：平成 18 年度策定）に基づき、効果的な人工魚礁整備による水産資源の育成保護を行い、資源の維持・再生を目指します。

施策 I-2-2	県産品の販路開拓・拡大の支援
-------------	----------------

目 的

消費者や流通業者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、多様な流通・販売チャネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。

現 状 と 課 題

島根県は、農林水産品・加工品の生産規模が小さく、少量多品目の生産が主体です。このため、販売にあたっては、市場出荷のみではなく、小売店や飲食店をはじめとする多様な売り先や売り方を開拓するなど、販売の多チャンネル化を進め、戦略性のある販売体制を確立していくことが必要です。

近年、台湾や中国など東アジアにおいて、安全で高品質な日本の食品への需要が高まっており、島根の農林水産品・加工品の輸出ルートの開拓に向けた取組みが必要となってきました。

今後は、販路開拓、情報収集等のための仕組みづくりと、情報を整理し、新たな商品づくりに取り組む人材の育成が必要です。

取 組 み の 方 向

県外への流通や消費の拡大のため、大都市圏での販売チャネルの開拓、販売ターゲットの明確化と戦略的展開を進めるとともに、県産品のブランド力の向上を図ります。

地産地消の推進や、流通関係者へのPR強化等により、県内における消費や流通の拡大を図ります。

東アジアを中心とした輸出の促進に取り組むとともに、輸出業者や観光との連携などによる島根産品のブランド力の向上を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	平成23年度
県外の県産品取扱い事業者 (パートナー店)数	23社	32社
にほんばし島根館の販売額	344百万円	400百万円
農林水産品・加工品の輸出額	352百万円	450百万円
ブランド化産品の販売額	781百万円	1,060百万円

島根県と連携して県産品を取り扱う県外の小売店等の数です。毎年2社の加入増加を目指します。首都圏における県産品の情報発信拠点施設である「にほんばし島根館」での販売額です。当施設での販売額が全国での認知度を表すひとつと考え、指標に選びました。年間15百万円程度の増加を目指します。

県内の農林水産品・加工品の輸出額です。輸出者の計画等を踏まえ、目標値を設定しました。

隠岐のいわがき、多伎いちじく、十六島のり、浜田の魚（アジ、カレイ、ノドグロ）、しまね和牛の販売額の合計です。生産者の計画等を踏まえ、目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
県産品の販路拡大事業 〔担当課〕しまねブランド推進課	にほんばし島根館の活用や、首都圏等大消費地の高級小売店等に対して販売促進活動に取り組み、顧客づくりや販売の多チャンネル化を進めます。
地産地消推進事業 〔担当課〕しまねブランド推進課	地域内での地元農林水産物が円滑に流通する仕組みづくりや消費者が地元でとれた農林水産物を地元で消費する愛用運動を進めます。
しまね農林水産物輸出関連対策事業 〔担当課〕しまねブランド推進課	台湾、上海をはじめとする東アジア等に対して、農林水産物輸出による販路の拡大や新たな価値の構築等の取組みを支援します。
島根材需要拡大促進事業 〔担当課〕 林業課	公共施設での県産材使用による PR、県産材を活用した木造住宅の建築促進など、消費者への県産材製品利用を働きかけます。また、新たな木材の需要開拓や加工技術の開発を推進します。
売れる水産物づくり推進プロジェクト 〔担当課〕 水産課	県内主要水産物の価格向上を目的として、販売戦略の構築とその実現に向け、消費地の仲買人等との意見交換や各地域の取組みの支援等を行います。

施策 I-2-3	農林水産業の担い手の確保・育成
-------------	-----------------

目 的

新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産業の担い手を確保・育成します。

現 状 と 課 題

農林漁業就業者の減少や高齢化の進行が著しい状況にあります。近年、新規就業者や企業の参入、認定農業者、特定農業法人が増加しつつありますが、農林水産業の持続的発展のためには、今後とも担い手の確保・育成を図っていく必要があります。

取 組 みの 方 向

新規就農者や農業参入企業、認定農業者、集落営農組織(特定農業法人・特定農業団体)は、これからの農業の担い手です。ほ場整備を通じた担い手への農地の利用集積や、地域自ら創意工夫して行う担い手へのフォローアップの取組みを促進することにより、安定した経営体として発展する担い手を育成します。

林業については、国産材の需要が高まりつつあるなか、中心的担い手である森林組合などの林業事業体の経営基盤を強化するとともに、労働力の確保・定着と木材生産に対応できる高度な技術者を育成します。

水産業については、新規漁業者、企業参入の確保を図り、産業として持続でき、競争力のある担い手を育成していきます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標		平成19年度		平成23年度
新規就業者数 (年間)	農業	84人		90人
	林業	47人		50人
	漁業	13人		15人
認定農業者数		1,195 経営体		1,360 経営体
特定農業法人・特定農業団体数		117 組織		190 組織

農業の新規就業者数は、自営就農者、農業法人等の雇用者の合計です。過去5年間の平均新規就業者数を踏まえ、毎年90人を目指します。

林業の新規就業者は、認定事業体等の雇用者です。認定事業体の採用計画を踏まえ、毎年50人を目指します。

漁業の新規就業者数は、自営漁業者と漁業法人等の雇用者の合計です。過去3年間の平均就業者数を踏まえ、毎年15人を目指します。

認定農業者が増えることにより県内農業の安定的担い手の確保が進むことから指標としました。特定農業法人や特定農業団体が増えることにより地域農業の担い手対策が進むことから指標としました。

の目標値は、担い手に集積する農地の目標面積を基に設定しました。

認定農業者とは、農業所得概ね 400 万円以上を目指す中核農家です。

特定農業法人は、担い手が不足する地域において農地を半分以上集積することを地域の人から認められた法人です。

特定農業団体は、特定農業法人になることが確実と見込まれる任意組織です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
新規就農者確保事業 〔担当課〕農業経営課	就農阻害要因である農地の確保、技術不足や資金不足、農業経営や生活に係る諸問題の総合的解消、また、新規就農者を地域で育む体制の構築や初期負担の軽減のための支援を行います。
担い手育成に資する基盤整備 〔担当課〕農村整備課	競争力があり生産性の高い安定的な農業経営を行うため、ほ場整備を契機として中心的な担い手である認定農業者や農業経営体へ農地集積します。
林業担い手育成確保対策事業 〔担当課〕林業課	林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化を進め、新規就業の円滑化、優秀な技術者の養成を図るため、島根県林業労働力確保支援センターを通じた就業相談、技術者養成研修等を行います。
新規就業者確保・育成事業 〔担当課〕水産課	漁業就業者確保育成センターを設置し、漁業就業者の求職、求人情報収集、提供、相談窓口の設置による活動を通して新規漁業就業希望者を確保し、研修等によって漁業就業者を育成します。

施策 I-6-1	情報通信基盤の整備促進
-------------	-------------

目 的

光ファイバーなどによる超高速情報通信環境の整備を促進します。

現 状 と 課 題

県内のほぼ全域において、既存の電話回線やケーブルテレビを使った高速インターネット環境は整ってきていますが、近年、技術の進歩に伴い、情報通信環境は、光ファイバーなどによる超高速インターネットに移行しつつあります。

しかし、県内の超高速インターネットサービスの利用可能世帯率は低く、超高速情報通信環境の向上が求められています。

また、携帯電話やテレビ放送は、災害時や緊急時の情報通信ツールとしても重要な役割を担っていますが、県内には携帯電話の通じない不感地域が少なくないうえ、地上波デジタル放送への移行に伴う難視聴地域の拡大が懸念されます。


取 組 み の 方 向

光ファイバーなどの超高速インターネットの条件不利地域への導入について、国・市町村などと連携して、民間通信事業者の積極的な設備投資を促すとともに、地域の実情に応じた情報通信基盤の整備を進めていきます。

携帯電話の不感地域にかかる受信環境の改善について、市町村と連携し、携帯電話事業者へ積極的に働きかけていきます。

テレビ放送の地上波デジタル放送への移行に向け、新たな難視聴地域が発生しないよう、市町村と連携し、国・放送事業者へ働きかけていきます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
光ファイバーによる超高速インターネットサービス利用可能世帯率	57.0%		62%

光ファイバーによる超高速インターネットサービスの利用可能な基盤が整備され、接続が可能な状態となっている世帯の割合です。国の整備目標達成の伸びに準じて目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
ブロードバンド環境整備促進事業 〔担当課〕 情報政策課	県内全地域における FTTH による超高速インターネット環境の実現に向け、市町村や通信業者と連携しながら情報通信基盤の整備を促進します。
携帯電話不感地域対策事業 〔担当課〕 情報政策課	移動通信用鉄塔の整備への財政支援や、通信事業者への改善の働きかけなどを行い、市町村と連携しながら、携帯電話の不感地域の解消を目指します。
テレビ難視聴対策事業 〔担当課〕 情報政策課	ケーブルテレビ施設整備の促進によるテレビ難視聴地域の是正や、地上デジタル放送への円滑な移行に向けた市町村への支援、関係機関への働きかけを行います。
地域公共ネットワーク整備事業（農村地域） 〔担当課〕 農村整備課	農村地域における FTTH による超高速インターネット環境の整備を進め、ブロードバンドサービスの地域格差の解消を目指します。

施策 II-1-7	災害に強い県土づくり
--------------	------------

目 的

治山治水対策、土石流対策、地すべり防止対策、がけ崩れ対策、海岸保全対策等により県土を整備し、集中豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。

現 状 と 課 題

島根県は、県土の 80%を急峻な山地が占め、県内一円が特殊土壌地帯に指定され、また河川は急流で洪水が発生しやすく、海岸線の総延長は約 1,030 kmにわたります。このため、集中豪雨や冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、これまで幾多の自然災害に見舞われ、尊い人命や貴重な財産が失われてきました。災害危険箇所の整備状況は未だに低い水準にあり、洪水や土砂災害等による被害を防止するための対策を着実に推進する必要があります。災害発生時における救助、救急、消防活動および救援物資の輸送を円滑に行えるよう、緊急輸送道路の防災対策や橋梁補修を重点的に行う必要があります。

取 組 み の 方 向

風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実させます。土砂災害対策は、事業効果の高い箇所へ重点化・集中化して整備します。豪雨等異常気象時においても、県民の生活を支える公共施設、病院へのアクセスを確保するため、重点的に整備する路線について、防災対策を推進します。落橋等の大きな被害を防止し、緊急輸送道路としてネットワーク機能を確立するため、橋脚補強や落橋防止の耐震対策を推進します。これまでに整備した治山治水対策、地すべり防止対策、がけ崩れ対策、海岸保全対策等の施設の適切な維持管理に努めます。家屋、公共施設、農地、農業用施設などに被害を及ぼさないよう、危険な老朽ため池等の改修工事を計画的に実施します。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
洪水から保全される人口	84,900 人	→	86,700 人
土砂災害危険箇所整備率	28.1%		28.9%
道路防災危険箇所整備率	25%		31%
緊急輸送道路網橋梁耐震対策実施率	66%		89%

県管理河川の想定氾濫区域内人口 286,000 人の内、洪水から保全される人口です。平成 23 年度末の整備率を 30.3%として、目標値を設定しました。土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害危険箇所に対し、災害防止対策を講じた箇所の割合です。これまでの整備実績と今後の事業の実施予定に基づき目標値を設定しました。道路の危険箇所に対し、災害防止対策を講じた箇所の割合です。「島根県地域防災計画」等に基づ

づき、これまでの整備した箇所の実績と今後優先的に整備する箇所を考慮して目標値を設定しました。

地震直後から発生する緊急輸送を実施するために必要な道路において耐震対策を講じる必要のある橋梁数に対し、対策を講じた橋梁の割合です。「島根県地域防災計画」等に基づき、これまでの整備した箇所の実績と今後優先的に整備する箇所を考慮して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p><土砂災害防止対策事業> 砂防事業 地すべり対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 〔担当課〕砂防課</p>	<p>土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による土砂災害から県民の生命、人家、耕地、公共施設等を守ることを主目的とし、砂防えん堤や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を行います。</p>
<p><斐伊川神戸川治水事業の促進> 志津見ダム・尾原ダム事業促進事業 斐伊川放水路事業促進事業 大橋川改修事業促進事業 〔担当課〕斐伊川神戸川対策課</p>	<p>斐伊川神戸川治水事業（国直轄事業）の促進を図るため、生活再建対策、周辺整備事業を実施します。</p>
<p><「安全で安心して暮らせる県土」を創る川づくり事業> 中小河川の改修事業 ダム建設事業 河川維持管理事業 〔担当課〕河川課</p>	<p>治水対策により、流域住民の洪水や濁水被害の軽減を図るため、中小河川の改修やダム建設などを推進します。</p>
<p><「安全で安心して暮らせる県土」を創る海づくり事業> 海岸侵食対策事業 海岸維持管理事業 〔担当課〕河川課</p>	<p>砂浜の消失など海岸の侵食が進行し、越波被害も発生していることから、海岸の侵食対策事業を実施し、被害を最小限にとどめます。</p>
<p><道路の事故・災害への対応強化事業> 防災事業 橋梁補修事業 〔担当課〕道路維持課</p>	<p>平成8年度に実施した道路防災総点検により対策が必要な箇所としてリストアップされた危険斜面及び緊急輸送道路網内の橋梁補修の整備を推進します。</p>
<p>地すべり対策事業 〔担当課〕農地整備課</p>	<p>地すべり防止区域内に農地を所有する農家及び区域内に居住する者を対象に、農地及び家屋等の被害を防止することにより安心して営農及び生活できるようにします。 地すべり災害から人命、財産を守るため、対策工事を実施します。</p>
<p>治山事業 〔担当課〕森林整備課</p>	<p>山地災害や地すべり災害から人命、財産を守るため、危険度、保全対象など優先度の高い箇所から順次、土石流対策、山崩れ対策、地すべり対策、海岸保全対策を実施します。</p>

施策 II-1-8	食の安全の確保
--------------	---------

目 的

食品の生産から加工、流通の各段階における法定指導、監視、検査を充実強化し、また、トレーサビリティシステムなどの自主的な安全管理システムの導入の促進により、食品の安全性を確保します。

現 状 と 課 題

産地や賞味期限などの食品の偽装表示、残留農薬等の基準値超過案件の発生など、食の安全を脅かす様々な案件が発生しており、消費者の食の安全・安心確保に対する要望が高まっています。

食品の安全確保に係る第一義的責任者たる事業者の自主管理を促進するため、講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導を行うほか、製造工程の危害分析を行うなど科学的根拠に基づく衛生指導を行う必要があります。

食品関係施設の監視指導、BSE 検査等のと畜検査や流通食品の検査等を実施し、不適正食品の流通を防止する必要があります。

農林水産品については、生産段階での安全確保とその取組みを消費者自身が確認できる仕組みを構築する必要があります。

消費者が食品に関する知識と理解を深めるために、講習会の開催や情報発信の充実、消費者を含めた関係者の意見交換等を促進する必要があります。

取 組 み の 方 向

県民が安心して食生活を送れるよう、生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組めます。

衛生講習会の開催等により、食品関係事業者の自主管理を促進するとともに、食品関係施設の許可・監視・指導と食品の検査を実施し、食品の不適正な取扱いや不適正食品の流通を防止します。

GAP（農業生産工程管理）の導入、農薬適正使用の推進、ポジティブリスト制度対策の実施、生産マニュアルの作成・普及など生産現場での安全確保に向けた取組みを推進します。

生産者が安全確保のために取り組んだ内容や、具体的な生産履歴を消費者が確認できるようトレーサビリティシステムを普及促進します。

消費者講習会等により食品衛生に関する情報提供を行い、衛生知識等の普及啓発を図ります。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
食中毒発生件数	23 件	10 件以下
トレーサビリティ導入事業者数	18 事業者・団体	28 事業者・団体
GAP 手法導入主要産地等数	8 産地	58 産地

一般家庭や飲食店等における1年間の食中毒の発生件数です。全国の発生件数（人口10万対）1.41件を島根県の現人口に対する案件数とし、目標値として設定しました。

トレーサビリティを導入した事業者（事業者で構成する団体、JAの生産部会を含む。）数です。トレーサビリティとは、食品の生産、加工及び流通の各段階の情報を記録して食品の移動を把握することで追跡を可能にする仕組みで、品目によって、地域ぐるみ、事業者、団体などその取組みの様子は様々です。現在までの取組み状況と今後の導入見込み等から目標値を設定しました。より安全な農産物を生産するため、予想される危害リスクの最小化に必要なことをリストにまとめ、実践・チェックし、記録に残す仕組みである「GAP手法」を導入した主要産地等の数です。現在までの取組み状況と今後の産地等での導入見込み等から目標値を設定しました。なお「産地等」とは主にJAの生産部会であり、これに生しいたけの主要生産事業者等を加えたものです。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務 〔担当課〕薬事衛生課	食品関係施設の許可・監視・指導、BSE検査等のと畜検査や流通食品の検査等を実施し、食品の不適正な取扱いの是正や不適正食品の流通を防止します。
食品衛生関係指導・育成事業 〔担当課〕薬事衛生課	衛生講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導を行い、食品の安全確保に係る第一義的責任者たる事業者の自主管理を促進します。
「しまねの農産物」安全・安心システム推進事業 〔担当課〕農畜産振興課	GAP（農業生産工程管理）手法導入を促進するための啓発普及及び生産者の導入への支援、トレーサビリティシステムの普及・PR及び事業者の導入への支援、ポジティブリスト制度に対する相談窓口の設置・指導や農薬適正使用の確認等を行います。
家畜衛生対策事業 〔担当課〕農畜産振興課	安全・安心な畜産物が生産できるようにするため、家畜の衛生的な飼養管理と畜産物の生産における衛生管理の徹底を指導・推進するとともに適切な獣医療の実施を指導します。
しまねスクスク安心きのこ産地づくり事業 〔担当課〕林業課	椎茸等の生産原材料の調達や生産方法、包装・流通段階での安全性を確保するため、「島根県安心きのこ生産マニュアル」の配布や県の指導により普及・浸透を図り、安心きのこ消費者交流促進やPRで消費者に選ばれる産地を目指します。
水産物衛生・安全対策事業 〔担当課〕水産課	消費者に高品質で安全な水産物を提供するため、衛生管理研修会を開催するとともに、水産物の貝毒検査、ノロウィルス検査、魚病の診断・防疫、水産用医薬品の残留検査の実施及び指導を行います。
食品衛生に関する啓発・情報発信事業 〔担当課〕薬事衛生課	消費者講習会の開催、ホームページ等による情報発信の充実等により、消費者の衛生知識等の普及啓発を図ります。

施策 II-5-1	道路網の整備と維持管理
--------------	-------------

目 的

効率的・計画的に道路の整備や維持管理を行い、県民が通勤、買い物、医療、福祉等の日常生活や産業活動を円滑に行えるようにします。

現 状 と 課 題

県内の国・県道の2車線改良率は62%で全国から20年遅れの整備水準となっていますが、人々の日常の行動圏域が拡大するなか、通勤、通学、買い物、医療、福祉などの日常的な活動を支える道路や緊急車両が迅速に往来できる道路、災害時に住民が安全に避難できる道路の整備を着実に進める必要があります。

特に県内各地とインターチェンジを連絡する道路や生活圏中心都市と連絡する道路など一般国道や幹線になる県道等や、一定規模の集落と幹線を連絡する県道等については、重点的、計画的に、また、地域実情にあわせ、より効率的に進める必要があります。

現在、県が管理する国道、県道の総延長は約3,090km、橋梁は約2,600橋あり、交通荷重の増大や経年劣化により舗装や橋梁の老朽化が進行しています。安全を確保するためには、適正な管理が必要となります。

取 組 み の 方 向

県内の一般国道や幹線になる県道等については、重点的に整備します。

幹線につながる生活に密着した県道については、優先整備区間を設定し、地域実情に応じて1.5車線的改良を導入するなど、効率的に整備します。


島根県道づくり調整会議等を活用して、国県道、市町村道、農林道、漁港臨港道路等の計画、事業実施及び利用に関する緊密な連携を図り、計画的、効率的、かつ総合的な道路網の整備を進めます。

都市の骨格道路、まちづくりと連携した道路の整備を優先し、効率的、効果的な事業展開を図ります。

橋梁については最適な対策を選択することにより、長寿命化と総コストの縮減を図ります。

県管理道路の路面状況を適正に保ち、安全で快適な走行を確保します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	→	平成23年度
生活圏中心都市への1時間アクセス圏域	71.5%		72.4%
道路改良率	62%		64%
良好な路面状態の確保率	92%		92%

生活中心都市へ1時間以内に行ける地域の面積の割合です。平成23年度末までに完成予定の区間を考慮して目標値を設定しました。

国県道のうち改良済み（車道幅員 5.5 ㍍以上）延長の総道路延長に対する割合です。平成 23 年度末までに完成予定の区間を考慮した改良済み延長から目標値を設定しました。

安全な走行を確保できる MCI3.5 以上の道路延長の総道路延長に対する割合です。MCI は道路舗装面のひび割れ、わだち掘れ等の状況を表す数値で、3.5 を下回ると安全で快適な走行を阻害することになります。現行水準程度の維持を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>< 幹線道路整備事業 > 地域振興プロジェクト支援のための幹線道路の整備 市町村合併支援のための幹線道路の整備 渋滞を解消するための幹線道路の整備 地域間交流の強化・拡大のための幹線道路の整備 〔担当課〕道路建設課</p>	<p>県民の日常生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進するために、地域の中心部と周辺市町村を結ぶ路線や隣接市町村間を結ぶ一般国道や幹線となる県道を整備します。</p>
<p>街路整備事業 〔担当課〕都市計画課</p>	<p>市街地の渋滞緩和を図り、地域間交流の促進や都市環境の改善を図るために、都市の骨格道路を整備します。</p>
<p>幹線道路の整備に資する農道の整備事業 〔担当課〕農地整備課</p>	<p>国道や幹線となる県道との連携が図られた広域農道等を整備することにより、農産物輸送等の効率化を図ります。</p>
<p>広域ネットワークの形成に資する漁港臨港道路整備事業 〔担当課〕漁港漁場整備課</p>	<p>漁業活動が安全で効率的に行えるようにするとともに漁村に生活する住民の利便性を高めます。</p>
<p>< 身近な生活道路整備事業 > 市町村合併支援のための生活道路の整備 地域振興プロジェクト支援のための生活道路の整備 地域間交流の強化・拡大のための生活道路の整備 〔担当課〕道路建設課</p>	<p>通学や買い物、通院など日常生活の利便性向上等のために、国道や幹線となる県道につながる身近な県道を整備します。</p>
<p>道路維持管理充実事業 〔担当課〕道路維持課</p>	<p>道路を安全で快適に利用できるように、道路の災害復旧、道路路面や道路付属施設等の維持修繕を行います。</p>

施策 II-5-4	都市・農山漁村空間の保全・整備
--------------	-----------------

目 的

適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、美しい自然や伝統文化など豊かな地域資源を活かした特色ある農山漁村空間づくりを進めます。

現 状 と 課 題

中心市街地の空洞化や未利用地の拡大等に対し、適切な規制や計画的な土地利用のもと、多くの人々が安心して暮らせるコンパクトな都市構造を実現するとともに、公園の整備、電線類の地中化などを推進する必要があります。

農山漁村では、過疎化・高齢化により農林地をはじめとする資源管理体制が弱体化するとともに、存続が危ぶまれる集落が生じています。

国民の価値観が多様化する中で、森林を癒しの空間として考える森林セラピーや二地域居住など新たなニーズもあります。

中山間地域では、クマやサル、イノシシなどの野生動物が出没し、農作物だけではなく、人へ被害を加えるなど地域住民の生活を脅かしています。

取 組 み の 方 向

既存の社会基盤を有効に活用するため、土地利用の規制誘導を図るとともに、中心市街地における空洞化防止を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による社会基盤の整備や土地の効率的な利用を促進します。

良好な町並みの景観を形成するために、市街地などにおいて電線類の地中化などを推進します。

生活空間としての農山漁村の質の向上を進めるとともに、美しい景観や癒しの空間など農山漁村が持つ多面的機能を維持・保全します。

都市と農山漁村の交流を推進するために、特産品の掘り起こしや情報発信力の強化を図るとともに、交流・体験施設等の整備を進めます。

農山漁村滞在や二地域居住など都市住民のニーズに応える体制を整備するとともに、空き家の再利用や必要な施設の整備を進めます。

有害鳥獣による被害を防止するため、組織的・広域的な体制の構築と被害防止施設等の整備を推進するとともに有害鳥獣対策への県民理解を促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	平成 23 年度
鳥獣対策集落協議会設置数	0 組織	17 組織
土地区画整理事業による市街地の整備面積	1,271ha	1,310ha
電線類地中化等整備率	75.5%	94%

有害鳥獣被害対策のために設置される集落協議会の数です。各地域において、被害を及ぼす鳥獣の生息状況や、その被害状況から目標値を設定しました。

土地区画整理事業は、土地の区画整形のほか、宅地及び街路、公園等の公共施設の整備により良好なまちづくりを図る事業です。平成 23 年度末までの整備予定面積より目標値を設定しました。

電線類地中化等の全体計画延長に対する整備済み延長の割合です。これまでの整備実績と今後の整備予定を考慮して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
国土利用計画策定事業 〔担当課〕土地資源対策課	総合的かつ計画的な土地利用を図るため、県国土利用計画を改定するとともに、市町村には市町村国土利用計画の改定を指導・支援します。
地籍調査事業 〔担当課〕用地対策課	市町村が実施する地籍調査事業（まちづくりの基礎資料の作成や土地取引の円滑化等のため、一筆毎の土地について、所有者や面積、地目、境界などの調査を行い、その結果を現地復元が可能な地図やデータとして記録保存します）が円滑に行われるよう支援します。
都市の一体的な整備・開発及び保全計画の策定事業 〔担当課〕都市計画課	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域の指定や各種都市計画の決定、変更を行います。
<市街地整備事業> 市街地開発事業 〔担当課〕都市計画課	道路、公園等の公共施設の整備、改善と宅地の利用の増進を総合的・一体的に進めることにより、新たな土地利用に対応した健全な市街地を整備します。
地域の特性を活かした個性のあるまちづくりの支援 〔担当課〕都市計画課	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を推進し地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ります。
都市公園整備事業 〔担当課〕都市計画課	県民ニーズに対応したサービス（県民の余暇活動拠点、都市防災拠点、地域振興拠点等）を提供できる都市公園整備を実施し、県民の健康を増進します。
快適な都市空間創出のための電線類地中化事業 〔担当課〕道路維持課	良好な町並み景観の形成と安全性、快適性を確保するために、道路管理者と電線管理者が連携して、市街地等において電線類地中化等による無電柱化を推進します。
農村地域の定住条件の整備事業 〔担当課〕農村整備課	中山間地域において、生産基盤の整備と併せて、農村地域の生活基盤や地域の特色を活かした都市住民との交流基盤を総合的に整備します。
中山間地域等直接支払事業 〔担当課〕農業経営課	農地の適正な管理を通じて、耕作放棄を防止し、多面的機能を確保します。
野生鳥獣被害対策事業 〔担当課〕森林整備課	鳥獣被害の軽減に向けた取組みを推進します。

施策 II-5-5	居住環境づくり
--------------	---------

目 的

下水道等の汚水処理施設の整備や良質な住宅の整備促進、環境の緑化など居住環境を整備し、県民が快適な生活を送れるようにします。

現 状 と 課 題

汚水処理施設の整備は、快適な居住環境に不可欠ですが、本県の平成 18 年度末の汚水処理人口普及率は 63.9%と全国の 82.4%と比べ著しく遅れています。

低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等に対する賃貸住宅の供給を促進する必要があります。

高齢者、障害者等が、快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化の促進が必要です。

安全で安心な飲用水を安定的に供給するために、水道未普及地域の解消や新たな水源の確保に向けた水道施設の整備が必要となっています。

取 組 み の 方 向


公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水等の汚水処理施設整備を計画的、効率的に進めます。

公的賃貸住宅等の供給を通して、住宅セーフティネットの構築に取り組みます。

水道の未普及地域の解消に向けて市町村と連携しながら着実に進めます。

安全、安心な水道水を安定して供給するため、新たな給水施設の建設と既存施設の改修を進めます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
汚水処理人口普及率	63.9%		72%
県営住宅建設戸数（累計）	38 戸		200 戸

汚水処理施設による処理区域内人口の合計値が総人口に占める割合です。目標値は「島根県汚水処理施設整備構想（第 3 次構想）」による平成 22 年度末の目標値です。

県営住宅の建て替え戸数の合計です。平成 27 年度までの建て替え計画を定めた「島根県住生活基本計画」から目標値から設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
下水道整備基本構想推進事業 〔担当課〕下水道推進課	県民だれもが快適に暮らせる環境を創出するため、下水道等の汚水処理施設の整備を促進します。
宍道湖流域下水道整備事業 〔担当課〕下水道推進課	宍道湖・中海の水質保全と流域における生活環境の改善を図るため、宍道湖流域下水道の施設整備を計画的に行います。
市町村下水道整備支援事務 〔担当課〕下水道推進課	市町村下水道の基本計画の策定支援や公共下水道の支援等を行い、地域に適した経済的な下水道の整備を促進します。
農業集落排水施設の整備事業 〔担当課〕農村整備課	農村地域において、農業用水や公共水域の水質保全、農村生活環境の改善を図るため、し尿及び生活雑排水を処理する農業集落排水施設の整備を促進します。
漁村環境整備事業 〔担当課〕漁港漁場整備課	下水道や集落道、広場等の整備により漁村の生活環境を快適かつ安全にします。
県営住宅整備事業 〔担当課〕建築住宅課	老朽化した住宅性能水準の低い県営住宅の建替・改善を促進することにより、子育て世帯や高齢者世帯等の多様なニーズに対応すると共に、安全で快適な居住環境を整備します。
住まい情報提供事業 〔担当課〕建築住宅課	インターネット、紙媒体等による情報発信により県民の住まいに関する意識の向上と啓発を図り、良質な住宅整備を促進します。
人にやさしい建物づくり推進事業 〔担当課〕建築住宅課	建築物の建築計画における法令等の基準適合審査または指導・助言により、高齢者、身体障害者など身体機能上の制限を受ける人の行動を妨げることのない建築づくりを推進します。
公営水道施設整備促進事務 〔担当課〕薬事衛生課	安全で安心できる水道水を県民誰でも享受できるように、水道未普及地域解消に向けた市町村の水道施設整備を支援します。
県営水道用水供給事業 〔担当課〕企業局施設課	平成 23 年度の供用開始を目指して尾原ダムを水源とする斐伊川水道を建設するとともに、既存の水道用水供給施設の老朽化・耐震化対策を実施します。

施策 II-5-6	地域コミュニティの維持・再生
--------------	----------------

目 的

行政や地域住民に加えて、NPO など地域の内外からの多様な主体の参画により、地域コミュニティの維持・再生に努めます。

現 状 と 課 題

県内の中山間地域では、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手が不足し、冠婚葬祭など日常生活における相互扶助や、農地の維持管理などの共同活動の維持が難しくなっています。

県民が、住み慣れた地域で安心して生活していくために必要となる集落機能の確保には、その基礎となる地域コミュニティの維持・再生が必要です。

地域コミュニティの活動には、地域住民だけでなく、NPO や関係団体など地域の内外から多様な主体が参画することが重要です。

都市住民と中山間地域の意義や価値観を共有しながら交流することにより、地域の再生に取り組むなど、総合的に施策を展開していく必要があります。

取 組 み の 方 向

中山間地域を中心として、多様な主体が参画して行う地域コミュニティの維持・再生に向けた取組みを支援します。

農山漁村民泊や農林業体験などを推進します。

地域課題の解決や地域の活性化のため、地域の資源を活用して継続的に行う民間団体やグループの取組みを支援します。

農地・水・環境の保全・向上に向けた取組みを通じて、都市住民等の協力を得ながら地域を支える仕組みづくりを促進します。

活力や機能が低下した集落を含めて、環境・福祉・文化・産業等を総合的、かつ、広域的に補完できる新たな仕組みづくりを促進します。

農業生産や農地の維持のみならず生活維持等の機能を有する地域貢献型の集落営農組織の新規設立と機能強化を促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度	→	平成 23 年度
地域コミュニティの再生に取り組む市町村数	5 市町村	→	21 市町村
地域貢献型集落営農組織数	0 組織		200 組織

地域コミュニティの維持・再生に取り組む市町村数で、全市町村が取り組むことを目指します。地域貢献型集落営農組織とは農業のみならず農村社会維持を目的とした農業外の分野にも取り組む集落営農組織です。なお、集落営農組織とは、集落など地縁的まとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動組織です。平成 20 年度から実施する「地域貢献型集落営農確保・育成事業」等の活用を踏まえて目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
中山間地域活性化重点施策推進事業 〔担当課〕地域政策課	中山間地域活性化計画に掲げる重点施策（重点テーマ）を推進するために市町村が主体的・積極的に実施する事業を支援します。重点施策に関する事業への補助事業のほか、駐在職員の配置など総合的な支援を行います。
地域づくり支援事業 〔担当課〕地域政策課	地域課題の解決や地域活性化に向けた実践的な活動を支援するため、県内の民間団体やグループ、企業等の活動に対して一定の経費を助成するほか、「担い手」を育成するために、交流・ネットワークづくりの場の提供、スキルアップするための機会の提供や情報発信を実施します。また、田舎ツーリズムによる都市と農山漁村の交流を推進し、地域づくりを支援します。
中山間地域研究センター事業 〔担当課〕地域政策課	中山間地域専門の総合研究機関である島根県中山間地域研究センターにおいて、中山間地域における現状と課題を把握した上で、今後の施策の発展方向を地域現場での実践を通して研究し、具体的な支援施策の提言や住民への研修、総合的な情報提供を行います。
農地・水・環境保全向上対策事業 〔担当課〕農村整備課	農家だけでなく非農家等も含めた地域住民による農地、農業用排水路、農村環境を守っていこうとする活動を総合的に支援し、地域協働活動の新しい枠組みづくりを促進します。
地域貢献型集落営農確保・育成事業 〔担当課〕農業経営課	農地の維持、経済の維持、生活の維持、人材の維持などに取り組む「地域貢献型集落営農」の新規設立及び機能強化を行い、本県農業の維持・活性化を図ります。

施策 Ⅲ-4-1	多様な自然の保全
-------------	----------

目 的

県民が将来にわたって豊かな自然の恵みを楽しむことができるよう、多様な自然の保全に取り組めます。

現 状 と 課 題

県内に生息生育する動植物の中には、開発や過疎化の進行による森林や農地等の荒廃による生息生育環境の悪化や、人為的に持ち込まれた外来種などの影響により、絶滅の危機に瀕しているものもあります。

農林地の荒廃は、大雨等による災害発生の危険性を高めるとともに、下流の河川、湖沼等の水質汚濁につながるものが危惧されています。

森林、河川、湖沼、海域などの自然環境の保全、農地等の環境保全機能の維持、回復に努めることが必要です。

多くの水鳥が飛来し、しじみなどの水産資源の宝庫である宍道湖・中海は、ラムサール条約登録を契機として、「賢明な利用」をキーワードとした自然との共生に向けた機運が高まりつつあります。

県民共有財産である自然を維持・保全していくために、県民と行政が一体となった取組を広げていくことが必要となっています。

取 組 み の 方 向


自然保護の普及啓発、県民との協働の推進、自然公園や自然環境保全地域などの適正管理により、優れた自然の保全に努めます。

動植物の生息生育情報の収集を行い、絶滅のおそれのある動植物については、大学や研究機関などと協力して、具体的な保護対策を検討するための調査・研究に取り組めます。

「水と緑の森づくり税」の活用など、県民、行政が一体となった、緑豊かな森の再生、水質浄化機能の維持等の取組を推進します。

水源のかん養、洪水の防止、美しい景観など、農地等が有する環境保全機能を維持するため、地域ぐるみの取組みや県民等との協働を促進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
みんなで守る郷土の自然地域 選定箇所数	55 箇所		60 箇所
県民協働の森づくり活動年間 参加者数	50,296 人		72,000 人

動植物の生息・生育地など、地域の貴重な自然を住民が自主的に守る活動を行っている地域の選定数です。年間 1 箇所の指定増加を目指します。

県民参加の森づくり活動として、ボランティアで森林整備・保全・管理・資源活用活動を行なった人数です。県人口の約 1 割の参加者数を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
自然環境保全地域の保全事業 〔担当課〕自然環境課	県内の優れた自然環境を保全するため、自然環境保全地域を指定し、これらが将来の世代に良好な状態で継承されるよう、地元住民等の協力を得て、適正な保全に努めます。
自然再生推進事業 〔担当課〕自然環境課	ウスイロヒョウモンモドキやオニバスなど、絶滅のおそれのある動植物を保護していくとともに、これらの動植物が生息・生育できる環境づくりを大学や研究機関、地域住民とともに進めていきます。
ラムサール条約湿地の賢明利用推進事業 〔担当課〕自然環境課	ラムサール条約湿地「宍道湖・中海」の「環境の保全」と「賢明な利用」を地域全体で取り組んでいけるよう、県民、民間団体、沿岸自治体、鳥取県や国と連携し、事業の推進に努めます。
中山間ふるさと水と土基金事業 〔担当課〕農村整備課	中山間地域等において、農地等の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行い、農地等の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の推進を図ります。
水と緑の森づくり事業 〔担当課〕林業課 森林整備課	水を育み緑豊かな森林づくりへの県民理解を促進し、森林の様々な恵みを楽しんでもらうために、「水と緑の森づくり税」を財源として、県と森林所有者等が一定の条件のもとに協定を締結し、荒廃した森林を再生します。
県民参加による森林づくり事業 〔担当課〕林業課	島根県立ふるさとの森を活用して森林に対する県民理解を醸成するとともに、「水と緑の森づくり税」や「緑の募金」を活用し、地域住民や緑の少年団、NPO、企業などが主体となる県民参加の森林づくりを推進します。

施策 Ⅲ-4-2	自然とのふれあいの推進
-------------	-------------

目 的

自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。

現 状 と 課 題

人は、自然から水、空気、食べ物のほか、心の安らぎや生きる力を得たり、多様な生き物が共に生きることの大切さを学んだり、様々な恵みを楽しんでいます。

登山やハイキング、自然体験や自然保護ボランティアなど、自然とのふれあいのニーズは高まりつつあります。

これまでに整備された自然公園、森林公園や、三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、自然とのふれあいを楽しんだり、生き物との接し方や持続可能な利用について学ぶ環境学習の場として積極的に活用することが求められています。

取 組 み の 方 向

自然公園、自然環境保全地域、中国自然歩道等は、市町村や地域の管理団体と協力しながら適正に維持管理を行い、自然観察会や環境学習、エコツアーの場等として積極的に活用していきます。

三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、生き物とふれあい、自然や環境について学ぶための拠点施設として、積極的に活用していきます。

河川や海岸などの公共工事の実施にあたっては、生物の生息生育環境やふれあいの場づくりに配慮します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
自然公園等の年間利用者数	865 万人		865 万人
自然学習施設の年間入場者数	75.6 万人		76 万人

国立・国定公園、県立自然公園及び中国自然歩道の利用者数です。観光動態調査結果等を基に公園又は歩道ごとに算出します。現状維持を目指します。

三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の3施設の年間入場者数です。現状維持を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
自然公園の整備・管理事業 〔担当課〕自然環境課	国立・国定公園、県立自然公園の自然を保護しながら、安全で快適に利用してもらうため、公園内の行為に対する許可や公園内の施設の整備・補修等を行って、適正な維持管理に努めます。
中国自然歩道の整備・管理事業 〔担当課〕自然環境課	県内の中国自然歩道を安全で快適に利用してもらうため、自然歩道内の施設の整備や補修等を行って、適正な維持管理に努めます。
県立しまね海洋館の管理運営 〔担当課〕地域政策課	日本海を中心とした水生生物を間近で見ることのできる場を創出し、質の高い自然学習の機会を広く県民に提供します。
< 河川・海岸環境整備事業 > 河川環境整備事業 海岸環境整備事業 〔担当課〕河川課	自然環境との調和を保ちながら、親水性、生態系に配慮した河川・海岸の整備を行います。

施策 Ⅲ-4-5	環境保全の推進
-------------	---------

目 的

県民、事業者、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

大気・水質環境は、おおむね良好な状態を保っていますが、大気中の光化学オキシダント濃度が季節的に高濃度になる現象が見られたり、都市部の河川などで水質環境基準を満たしていないところもあります。

島根県では、2010年の二酸化炭素の排出量を1990年に比べ2%削減することを目標としていますが、2004年時点では14.6%増加している状況です。

日常生活や事業活動において、身近な環境の保全に取り組むとともに、省エネルギーの推進、新エネルギー導入などによる二酸化炭素排出抑制に取り組むことが求められています。

一般家庭や事業所等からの廃棄物の排出量については、近年、減少傾向が見られますが、循環型社会を構築するためには、引き続き、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正処理を進めることが必要です。

自然循環機能の維持保全を図るため、環境にやさしい農林水産業を推進する必要があります。

取 組 み の 方 向

大気環境や公共用水域の水質の定期的な監視等を行うとともに、より迅速な情報の提供に努めます。

島根県地球温暖化対策協議会のもとに、県民、事業者、行政が各分野で進めている対策の連携を強め、より多くの県民、事業者が具体的な二酸化炭素削減の行動に移されるよう取り組みます。

太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス利用などの新エネルギーの利活用の促進に向けて、調査・研究や普及啓発を行います。

環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、県民、事業者、行政のそれぞれが適切な役割を担い、廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理の取り組みを進めます。

資源の循環利用や合理的な施肥技術・減農薬など環境への負荷軽減に向けた農林水産業の取り組みを推進します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度	➡	平成23年度
地球温暖化対策協議会の会員数	5,642人		11,100人
公共用水域におけるBOD(COD)環境基準達成率	79.4%		85%
一般廃棄物の年間排出量	261千トン		245千トン
エコファーマー認定数	1,653人		2,200人

地球温暖化防止対策を推進するために民間団体、一般県民、行政機関等で構成する島根県地球温暖化対策協議会の会員数です。当該協議会における平成 22 年度末の目標値です。

公共用水域における BOD(COD)に係る環境基準達成率は、環境基準が達成されている水域数の割合です。34 水域中 27 水域が達成されており、今後 2 水域の達成を目指します。

BOD (COD): 生物化学的酸素要求量。好気性バクテリアが、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の 1 つ。化学的酸素要求量 (COD) が海域や湖沼で用いられるのに対し、BOD は河川の汚濁指標として用いられます。

県民の取組みと直接関係する家庭や事業所から排出される一般廃棄物の排出量です。「しまね循環型社会推進計画」の平成 22 年度末の目標値です。

エコファーマーとは、堆肥等による土づくりと減農薬・減化学肥料を一体的に行なう知事の認定を受けた農業者です。販売農家の約 1 割を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
省エネ・3R の県民行動促進事業 〔担当課〕環境政策課	県民や事業者の省エネ、省資源の環境に配慮した行動に対し、エコポイントの付与等の経済的なインセンティブを与える県民運動を展開します。
事業者における地球温暖化対策事業 〔担当課〕環境政策課	二酸化炭素排出量の過半を占める事業者に対し、環境保全と経済活動が両立した地球にやさしいエコ経営の普及を図ります。
産業廃棄物適正処理対策事業 〔担当課〕廃棄物対策課	産業廃棄物処理に対する住民の不安を払拭し、安全で信頼のできる産業廃棄物処理体制の確保を図るため、排出事業者・処理業者等に対する指導や産業廃棄物処理施設に対する監視・指導を行うとともに、不法投棄の発生・再発の防止及び原因者の究明・指導等を行います。
廃棄物の減量化・循環利用対策事業 〔担当課〕廃棄物対策課	県民、事業者、及び行政が一体となって廃棄物の発生抑制 (Reduce: リデュース)、再使用 (Reuse: リユース)、再生利用 (Recycle: リサイクル) の 3R の取組みを促進します。
キラリと光る環境を守る農業宣言推進事業 〔担当課〕農畜産振興課	農業者・消費者双方が「環境を守る農業宣言」を行うことにより、環境にやさしい農業の推進と県土保全について共通認識に立ち、県民挙げて『環境農業』の推進を図ります。

事業名	概要
<p>人と環境にやさしい農業推進事業 〔担当課〕農畜産振興課</p>	<p>エコロジー農産物に対する県独自の推奨制度の浸透を図るなど、化学肥料・農薬の大幅な低減に向けた環境にやさしい農業の取組みを推進します。</p>
<p>しまね新エネルギーの導入促進 〔担当課〕土地資源対策課</p>	<p>県が平成 19 年度に改定した新エネルギー導入促進計画に基づき、太陽光発電の公共施設や住宅等への導入や風力発電、地域資源の有効活用を意図した木質バイオマスエネルギー等の導入を促進します。</p>
<p>< 宍道湖・中海の水質保全 > 宍道湖・中海水質保全事業 宍道湖流域下水道運転管理事業 〔担当課〕環境政策課 下水道推進課</p>	<p>宍道湖・中海に係る湖沼水質保全計画を推進し、両湖の水環境及び周辺住民の生活環境の保全を図ります。 宍道湖流域下水道東部浄化センターで窒素・リンを取り除き、宍道湖・中海の水質を保全します。</p>
<p>下水道等の汚泥活用事業 〔担当課〕下水道推進課</p>	<p>県内で発生する下水道等の汚泥を有効な資源として活用します。</p>
<p>建設副産物対策事業 〔担当課〕技術管理課</p>	<p>公共工事の発注者等に建設副産物である建設廃棄物及び建設発生土の発生抑制、適正処理、再利用等に係る情報、責務、役割を周知し、発注者の受注者への適切な指導等により、再資源化、再利用、再生利用を推進します。</p>
<p>環境犯罪対策事業 〔担当課〕警察本部生活安全部</p>	<p>環境犯罪の検挙対策及び抑止対策を推進するため、関係機関と連携し、合同パトロールや早期発見のための情報収集活動を展開する。</p>
<p>県営電気事業 〔担当課〕企業局施設課</p>	<p>既存の 12 水力発電所と 1 風力発電所の効率的な運転に努めるとともに、新たな発電所を建設します。</p>

施策 1	県民の総力を結集できる行政の推進
------	------------------

目 的

対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・NPO などとの幅広い協働を進めることにより、県民が主体的に地域づくりに参画する総力結集型の行政を推進します。

現 状 と 課 題

県民の意向を県政に反映していく上では、様々な手段、機会を通じ、情報を迅速かつ分かりやすく提供する広報と、県民との直接対話や間接広聴事業による広聴の充実が重要です。

社会環境の変化などにより、これまでの公共的なサービスの仕組みを継続することが困難となるケースが生じています。また、このような状況を克服しようとする地域住民や民間事業者等の取組みにとって障害となっている規制の見直しなどが必要となっています。

県民・企業・NPO などと行政がお互いの利点・特性を活かして共通の目的のもとに協働する取組みが進んでいます。特に、NPO は今後の公共サービスの新たな担い手として期待が高まっており、保健福祉や環境保全、まちづくりなど様々な分野で活動を展開しています。


取 組 み の 方 向

知事広聴会、県民ホットラインなど広聴事業を通して把握した県民の意見を県施策に活かすとともに、効果的、効率的な広報を展開します。

県民等の自由な発想や提案を広く汲み上げ、地域社会で求められる役割に応じた県民自らの力による地域課題の解決や、地域活性化を実現する新たな事業の展開を図ります。

協働推進員を配置し県庁内の推進体制を整備するとともに、協働に関する理解を深めるための研修や、協働事業の実践を通し職員の意識改革を行います。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
県の広報に対する満足度	57.0%		60%
県と協働した年間団体数	385 団体		800 団体

県内に居住する満 20 歳以上の県民の意見を聴く「県政世論調査」において広報全般について「満足している」と回答した人の割合です。より効果的な広報に努め県の広報に対する満足度を高めます。

共催、委託、補助、事業協力、施策提言などの形態により県と協働した NPO 法人、任意団体、企業などの数です。毎年 80 団体程度の増加を見込み、4 年後に協働団体数の倍増を目指します。

目 的

住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域における充実した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとでの、連携・協力を進めます。

現 状 と 課 題

地方分権の進展や平成の大合併により本県の市町村数が 59 から 21 に再編され行政体制が総体的に充実したことに伴い、市町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、より自立性の高い行政主体となる必要があり、多様化した住民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスを実践する役割が求められています。

現在市町村財政は極めて厳しい状況に置かれていることから、平成 19 年に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断基準を踏まえ、市町村の健全な財政運営に向け、迅速・適切に対応していく必要があります。

県内の市町村のほとんどが、過疎地域自立促進特別措置法をはじめとした特定地域振興に関する各法律の適用を受ける地域であり、引き続きその振興に向けた取組みを行っていく必要があります。

地方分権が進展する中で、県と市町村はそれぞれの役割を明確にするとともに、相互に連携・協力し合い、新たなパートナーシップを築いていく必要があります。

取 組 み の 方 向


県と市町村との関係については、十分な意見交換の下、各市町村の意向を尊重しながら、対等のパートナーシップの基に、助言等の支援を行っていきます。

地方分権の進展や市町村合併により行政体制が総体的に充実したことを踏まえ、市町村の規模・体制の差も考慮しつつ、基礎的自治体である市町村がさらに行政基盤を充実・強化し、地域住民の意向を反映した主体的なまちづくりができるよう市町村への権限移譲を積極的に進めます。

税源移譲に伴う財政力格差の是正のためには、地方交付税による財源保障・財源調整が不可欠であることから、島根県の考えを国に強く主張していきます。

財政健全化法に基づく財政指標や、公会計制度の導入などを通じ、市町村行財政の健全化に向け助言・支援を行っていきます。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
市町村への権限移譲項目延べ数	137 項目		374 項目

住民サービスの充実に向け、権限を県から市町村へ移した事務の項目数を指標としました。市町村への権限移譲計画（平成 19 年 3 月改訂版）のメニュー事務のうち、重点推奨項目をすべての対象市町村へ移譲することを目指します。

目 的

中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。
行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることによって、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようにします。

現 状 と 課 題

県では、これまでも、「財政健全化指針（平成 14 年 12 月策定）」や「中期財政改革基本方針（平成 16 年 10 月策定）」に基づき、全国的に見てもトップレベルの厳しい改革を行ってきました。

しかしながら、現在国が進めている国・地方を通じた歳出改革の取組みに伴い、今後も更なる地方交付税の削減が見込まれるなど、一段と厳しい財政運営を余儀なくされています。本県財政の構造的収支不足は今後も 200 億円台後半が見込まれ、このままでは、平成 22 年度にも基金が枯渇し、財政再建団体への転落が危惧される非常事態です。

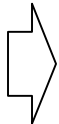
一方で、本格的な地方分権時代を迎え、自らの創意工夫と責任で活力に満ちた島根を築いていくためには、県が自主的に財政健全化を進め、この難局を乗り切っていく必要があります。

このため、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」に基づき、総人件費の抑制や外郭団体の見直しなど、行政の効率化・スリム化に徹底して取り組むとともに、県が行財政全般にわたる徹底した改革を行い、必要な財源の確保に努めます。

取 組 み の 方 向

一定程度の規模の基金を確保しつつ、段階的に収支不足の圧縮を進め、収支均衡の状態にすることを改革の目標とし、中長期的に持続可能な財政運営を実現します。
具体には、概ね 10 年後において、130 億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡の状態にすることを改革の目標とします。
平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間で集中改革期間とし、抜本的な改革を集中して実施します。

成果指標と目標値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
毎年度発生する収支不足額	260 億円程度		50 億円程度

行政の効率化・スリム化で 90 億円程度、事務事業の見直しで 50 億円程度、財源の確保で 70 億円程度収支改善を達成することを目標とします。

目 的

時代の変化に迅速に対応できる活動的な組織、民間の知恵や経験が取り入れられる柔軟な組織の構築に向け、不断の見直しを行うとともに、職員の一層の資質の向上を図ることにより、効率的な行政運営を図ります。

現 状 と 課 題

地方分権が一層進展する中で、社会経済情勢の急激な変化や多様化・高度化する県民ニーズに適宜的確に対応することができる組織体制に、常に見直していく必要があります。

これまでも、簡素で効率的な執行体制の整備を図る観点から、組織のフラット化・グループ化や、地方機関の統廃合等の見直しを進めてきました。また、平成 15 年 4 月から平成 24 年 4 月までの 10 年間で、一般行政部門の職員を中心に 1,000 人を削減する計画に取り組み、平成 19 年度までにほぼ 500 人を削減してきました。

厳しい財政状況が続く中で、更なる行政の効率化・スリム化に取り組む必要があり、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」においては、1,000 人の定員削減に加え、今後 10 年間で更に 500 人程度の追加削減を行うこととしています。

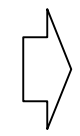
社会経済情勢が厳しい中、県行政に対する県民の関心は一層高まっており、この県民の期待に応えていくためには、職員一人ひとりが、持てる能力を最大限に開発・向上させながら、県の組織目標を達成すべく総力を結集していくことが必要です。あわせて、高い使命感や倫理観を持ち、幅広い知識・経験に裏打ちされた能力とスペシャリストとしての能力を兼ね備えた公務員像の実現を目指す必要があることなどから、職員の意識改革と資質向上が急務となっています。

取 組 み の 方 向

県の組織については、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制に見直します。職員数については、「財政健全化基本方針（平成 19 年 10 月策定）」に掲げたとおり、1,000 人の定員削減計画を着実に進めるとともに、事務事業の見直しによる業務量削減や組織の見直しなどにより 500 人程度の追加削減に取り組みます。

職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
職員削減数	511 人		1,000 人

教員・警察官等を除く職員の定数を削減する目標です。

目 的

島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、県民満足度の視点から、事業の成果の検証と評価を実施し、以後の県政運営の改善と行政資源の最適配分に結びつけるマネジメントの取組みを徹底し、その状況を広く公表します。

現 状 と 課 題


徹底した行財政改革の実施や地方分権の進展に伴い、限られた行政資源を有効に活用し、自らの判断と責任で地域の実情に即応した政策形成や戦略的な施策展開が要請されており、より成果を重視した政策主導型の県政運営を行っていく必要があります。

県では、平成 15 年度から、県民の視点に立った成果重視の行政を実現すること、効率的で質の高い行政運営を実現すること、県民に対する行政の説明責任を果たすことをねらいとして、「行政評価システム」を導入し、事業の実施結果を計画に基づいて評価し、改善に結びつける取組みを進めてきました。厳しい財政状況の中にあっても、県政運営の改善に役立つ新しい行政評価の仕組みづくりと、評価作業の効率化・スリム化を図っていく必要があります。

取 組 み の 方 向

島根総合発展計画の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、また計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。

成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成 19 年度		平成 23 年度
行政評価の結果を事業の改善に反映した事務事業の割合	73.5%		100%

島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の実現のためには、PDCA サイクル(事業の実施結果を計画に基づき評価し、以後の改善に結びつける手法)による行政評価を実施することが基本となることから、この指標を設定しました。すべての事務事業で実施することを目指します。